

登録潜函基幹技能者講習 事務規定

令和 7年 7月 15日

日本圧気技術協会

目 次

第1章 総則

第1条	総則	1
第2条	講習事務の基本方針	1
第3条	講習事務を行う時間および休日	1
第4条	事務所の名称および所在地	1

第2章 講習の実施方法等

第5条	講習の日程および公示方法	1
第6条	講習の内容等	1
第7条	講習の実施場所等	3
第8条	講習の実施計画	3

第3章 講習の受講資格

第9条	受講資格	3
-----	------	---

第4章 講習の申込み等

第10条	講習の申込み	3
第11条	受講審査等	4
第12条	受講料	4
第13条	再受講手続き	4
第14条	再受講料	4

第5章 合議制機関の設置等

第15条	目的および設置	4
第16条	講習委員会の業務	4
第17条	講習委員会委員の構成	5
第18条	講習委員の選任	5
第19条	講習委員の任期	5
第20条	講習委員の解任	5
第21条	講習委員会の招集および決議	5
第22条	講習委員会の下部組織	5

第6章 講習の実施

第23条	講習の講師	6
第24条	講習の監理	6
第25条	講習の中止	6

第7章 講習の合否判定

第26条	合否の判定基準	6
第27条	合否の判定等	6
第28条	試験の不合格者の扱い	6
第29条	不正手段による受講者に対する措置	6
第30条	試験問題および合否判定基準の公表	7

第8章 講習修了証の交付等

第31条	講習修了証の交付および再交付	7
第32条	有効期限	7

第9章 更新講習の実施

第33条	講習修了証の更新	7
第34条	更新手続き	8
第35条	更新講習の内容	8
第36条	有効期限経過後の措置	9

第10章 雑則

第37条	秘密の保持	9
第38条	財務諸表等の備付けおよび閲覧等	9
第39条	帳簿の記載等	9
第40条	書類の保存	9
第41条	講習・試験の実施報告	10
第42条	規定の改廃	10
第43条	講習事務の細目	10

附則	10
----	----

添付様式目録	11
--------	----

第1章 総則

（総則）

第1条 この規定は、日本圧気技術協会が建設業法施行規則第18条の4の規定による登録を受けて実施する登録潜函基幹技能者講習（以下「講習」という）の実施に関し、施行規則第18条の10の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

（講習事務の基本方針）

第2条 日本圧気技術協会は、講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という）を、この規定により公正に行うものとする。

（講習事務を行う時間および休日）

第3条 講習事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 講習の実施日に講習事務を行う場合については、前項の規定は適用しない。

3 第1項の休日は、次のとおりとする。

(1) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日までの日）

(2) 日曜日および土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 日本圧気技術協会会長（以下「会長」という）の定める日

（事務所の名称および所在地）

第4条 講習事務を行う事務所の名称および所在地は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 名 称 日本圧気技術協会

(2) 所在地 東京都新宿区新宿1丁目24番1号 藤和ハイタウン新宿412号

第2章 講習の実施方法等

（講習の日程および公示方法）

第5条 講習の日程および公示方法については、日本圧気技術協会ホームページ等に掲載するものとする。

（講習の内容等）

第6条 登録潜函基幹技能者講習は、「講義」と「試験」により行う。

2 講習テキストは、一般社団法人建設業振興基金が発行する「登録基幹技能者共通テキスト」、建設業労働災害防止協会が発行する「高圧作業安全衛生の手引き」、その他、技術進歩や法令改正などの面からこれらを補うテキストを使用する。

3 講義の科目、内容および時間は次表による。

科 目	内 容	講習時間	講師
1. 登録基幹技能者一般知識に関する科目	(1) 工事現場における基幹的な役割および当該役割を担うために必要な技能に関する事項	2時間	講義科目について専門知識を有する者
	(2) 実務に役立つ話し方・OJT教育に関する事項		
2. 関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	1時間	
3. 建設工事の施工・工程・資材等の技術上の管理に関する科目	(1) 施工管理・工程管理・資材管理・原価管理・品質管理・安全管理に関する事項 (2) 最近の技術動向	9時間	
	計	12時間	

4 試験の科目および内容は次表による

科 目	内 容	出題方式
1. 登録基幹技能者一般知識に関する科目 《工事現場における基幹的役割および当該役割を担うために必要な技能に関する事項》	1-1 基幹技能者のあり方 基幹技能者の意義と役割 1-2 必要な技能 基幹技能者に必要な技能 1-3 仕事の教え方・部下の扱い (1) OJT教育に関する事項 (2) 危険予知・リスクアセスメント (3) 実務に役立つ関係者との調整方法	原則 四者択一方式
2. 関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	
3. 建設工事の施工・工程・安全・資材等の技術上の管理に関する科目	3-1 施工管理に関する事項 3-2 工程管理に関する事項 3-3 資材管理面に関する事項 3-4 原価管理に関する事項 3-5 品質管理に関する事項 3-6 安全管理に関する事項 3-7 最近の技術動向	
試験時間80分		
配点 四者択一方式 25問×4点＝100点 合否判定基準は、合計点の6割以上を標準とし、試験毎に講習委員会で決定する。		

- 顔写真付き身分証明書を提示しない者は、試験を受けることを認めない。
- 試験の際は、講習テキスト、ノート類の参照は不可とし、これらを机の上に置いてはならない。
- 試験の開催日毎に試験問題を変更する。

（講習の実施場所等）

第7条 講習の実施期日は、原則として毎年度1回、9～10月に実施するものとするが、日程の詳細は講習委員会が年度毎に定める。

- 2 講義は、講習会場で講師が受講者に講義する対面方式とする。
- 3 試験は、講習会場で講義終了後に実施する。

（講習の実施計画）

第8条 講習委員会は、講習の開催方法、開催場所、開催日時、受講申込みの受付方法および受付時間、その他講習の実施に関する事項を定めた講習実施計画を作成する。

第3章 講習の受講資格

（受講資格）

第9条 講習を受講できるものは、次の各号をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 潜函工事に関し、10年以上の実務経験および3年以上の職長経験を有する者
- (2) 次のイとロに掲げる条件のいずれか一つを満たす者

イ. 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）を有する者

ロ. 次の①と②に掲げる条件のすべてを満たす資格を有する者

① 以下の4資格をすべて有すること

- ・ 高圧室内作業主任者（免許）
- ・ 酸素欠乏危険作業主任者（技能講習）又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（技能講習）
- ・ 職長・安全衛生責任者教育
- ・ 玉掛作業技能講習

② 以下の2資格のうち、いずれか1資格を有すること

- ・ 発破技士（免許）
- ・ 足場の組立て等作業主任者（技能講習）

第4章 講習の申込み等

（講習の申込み）

第10条 講習を受講しようとする者は、次の書類を紙面または電子データで提出しなければならない。

- (1) 認定講習受講申込書（様式10-1）
- (2) 実施経験証明書（様式10-2：事業主が照明したもの）
- (3) 労働安全衛生法第60条に定める教育を修了したことを証明する書類（職長教育修了証または職長・安全衛生責任者教育修了証の写し）
- (4) 第9条に掲げる保有資格要件を証明する書類

- (5) 受講者本人が事業主の場合は、記載事実に相違ない旨を記載した誓約書

(受講審査等)

第11条 受講の申込みがあったときは、これを審査し次に掲げる基準に適合する者の受講を認める。

- (1) 受講の申込者が第9条の規定に該当する者であること
 - (2) 前条に規定する講習受講申込書等の関係書類に不備がないこと
 - (3) 第12条に定めた受講申込料が納入されていること
- 2 受講申込書または添付書類に不備を認めたときは、修正を求める。修正できないときまたは受講資格を有すると認められないときは、理由を付して受講申込書、添付書類を返還する。
- 3 第1項の規定により受講が認められた受講者に対し、講習の受講認定通知、開催方法等を交付する。

(受講料)

第12条 講習受講料は20,000円とする。

- 2 受講料は、受講者が指定口座に払い込むものとする。
- 3 既納の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。ただし、返却する場合は、受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。
 - (1) 第11条の審査の結果、受講資格を満たさないと認められたとき
 - (2) 日本圧気技術協会の責に帰する事由により講習を受けることができなかったとき
 - (3) 受講者の責によらない事由により講習を受けることができなかったとき
 - (4) 受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取消しの申し出があったとき

(再受講手続き)

第13条 第28条の規定により再受講（試験）する者は、再受験（試験）申込書に第27条第2項に規定する講習結果通知書の写しを添付し、提出するものとする。

- 2 前項の再受講（試験）申込書と再受講（試験）料の納入が確認された再受講者に対し、講習（試験）の受講認定数値、開催方法等を交付する。

第14条 再受講（試験）料は5,000円とする。

- 2 再受講（試験）料は再受講者が指定口座に払い込むものとする。
- 3 既納の再受講（試験）料は、第12条3項に従うこととする。

第5章 合議制機関の設置等

(目的および設置)

第15条 講習を公正かつ円滑に実施するために、合議制機関として講習委員会を置く。

（講習委員会の業務）

第16条 講習委員会の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第8条に定める講習の実施計画の決定
- (2) 試験問題および採点基準の決定
- (3) 試験合否の判定基準の決定および合否の判定
- (4) その他、講習の実施に関する基本的事項の決定

（講習委員会委員の構成）

第17条 講習委員会委員（以下「講習委員」）は、施行規則第18条の6第1項第2号イおよびロに該当する者を2名以上含む、5名以上（うち1名は、平成20年度国土交通省大臣告示第362号の5または6に掲げるもの）をもって構成し、委員長1名を置くものとする。

（講習委員の選任）

第18条 講習委員は、会長が選任し、委嘱する。

- 2 委員長は、講習委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、講習委員会の職務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した講習委員が、その職務を代行する。

（講習委員の任期）

第19条 講習委員の任期は2年とし、再任できるものとする。ただし、講習委員が欠けた場合における補欠の講習委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（講習委員の解任）

第20条 会長は、講習委員が次に該当する場合、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務に耐えられないと認められたとき
- (2) 職務の遂行に適正を欠くと認められたとき
- (3) 委員から辞任の申し出があったとき

（講習委員会の招集および決議）

第21条 委員長は講習委員会を招集し、議長の任にあたるものとする。

- 2 会長が必要と認める場合は、講習委員会を招集させることができるものとする。
- 3 講習委員会の決議は、委員の過半数の出席がある場合に、その過半数をもって行う。可・否同数のときは委員長の決するところによる。

（講習委員会の下部組織）

第22条 講習委員会の下に、講習部会および講習事務局を置く。

- 2 講習部会は、以下の各号の業務を行う。
 - (1) 講習テキストの作成
 - (2) 講習要領の作成

- (3) 試験問題案および採点基準案の作成
- 3 講習部会の委員の選任、任期、解任、招集および決議は、第18条から前条までの規定に従う。ただし、委員会を部会、委員長を部会長、委員を部会委員と読み替える。
- 4 講習事務局は、登録潜函基幹技能者の講習事務、委員会および部会等の運営業務を行う。

第6章 講習の実施

(講習の講師)

第23条 講習委員会は、講義科目毎に専門知識を有する者を講師として選任し、講義にあたらせるものとする。

- 2 講師は、受講者からの講義に関する質問に対し、原則として講義期間中に適切に応答しなければならない。

(講習の監理)

第24条 講習委員会は、講習の実施を公正に円滑に行うために、監理しなければならない。

- 2 講義開始時および試験開始時に、顔写真付き身分証明書（運転免許証等）で本人であることを確認する。
- 3 講習（講義・試験）では、講習委員が試験監督を行うことにより不正を防止する。

(講習の中止)

第25条 講習委員会は、講習（講義・試験）において不正行為があった者に対しては、受講を中止させることができる。

第7章 講習の合否判定

(合否の判定基準)

第26条 講習の合否判定基準は、第6条4項に定める講習（試験）の満点の6割以上を標準とし、講習毎に講習委員会で決定する。

(合否の判定等)

第27条 合否の判定は講習委員会が行い、会長が決定する。

- 2 合否の判定結果は、講習結果通知書により受講者に通知する。

(試験の不合格者の扱い)

第28条 講習の不合格者は、翌年度に実施する講習を再受講（試験）することができるものとする。その際には、講習の講義について受講免除措置を与えるものとする。

（不正手段による受講者に対する措置）

第29条 会長は、不正手段によって講義を受けようとし、または受けた者に対しては、その受講を停止し、もしくは合格の決定を取り消すものとする。

（試験問題および合否判定基準の公表）

第30条 試験問題および合否判定基準は、講習終了後、日本圧気技術協会のホームページ等で公表する。

第8章 講習修了証の交付等

（講習修了証の交付および再交付）

第31条 会長は、試験の合格者を登録潜函基幹技能者と認定するとともに施行規則別記第25号の8の登録機関技能者講習修了証（以下「講習修了証」という）を交付する。

- 2 講習修了証の表面に記載する内容は、以下の事項とする
 - （1）登録基幹技能者の種目 【登録潜函基幹技能者】
 - （2）修了証番号、氏名、生年月日、修了年月日
 - （3）実務経験を有する建設業の種類 【とび・土工工事】
 - （4）（3）の実務経験を有する建設業の種類について、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすものと認められること
 - （5）登録基幹技能者講習実施機関の名称と印および登録番号
 - （6）修了証の有効期限
- 3 講習修了証に記載する修了年月日は、初回の修了年月日とする。
- 4 講習修了証の裏面に記載する内容は、以下の事項とする。
 - （1）表面記載の「有効期限」の期日をもって講習修了証は失効すること
- 5 会長は、第2項（3）に規定する建設業の種類について第11号の規定により提出された実務経験を証明する書類に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1項第2号ロの規定に適合することを確認するものとする。
- 6 講習修了証の記載事項に、次の各号が生じた場合は、申請者の申請により講習修了証の再交付をすることができる。
- 7 登録基幹潜函技能者は、前項の理由により再交付を申請する場合は、その理由を記載した講習修了再交付申請書を会長に提出し、講習修了証の再交付を受けるものとする。
- 8 講習修了証の再交付申請料は、2,000円とする。

（有効期限）

第32条 講習修了証の有効期限は、修了年月日の翌日から起算して5年目の12月31日とする。

- 2 更新による講習修了証の有効期限は、前回講習修了証の有効期限の翌日から起算して5年間とする。

第9章 更新講習の実施

（講習修了証の更新）

第33条 講習修了証の更新は、有効期限前に登録潜函基幹技能者としての能力水準を満たすことを再確認するとともに、更新に至る期間の技術動向や法令改正等に対応した新たな能力および知識の習得を目的とする。更新講習を修了することにより、有効期限を更新するものとする。

2 更新した講習修了証の記載事項等は、第31条2項から8項の規定に従うものとする。

（更新手続き）

第34条 講習委員会は、1年後に有効期限を迎える登録潜函基幹技能者に対して、有効期限が到来することを通知する。

2 更新講習を受講しようとするものは、次の更新申請書類を紙面または電子データで講習委員会に提出する。

（1）講習修了証更新申請書（様式20-1）

（2）実務経験（追加）証明書（様式20-2）

（3）登録潜函基幹技能者講習修了証の写し

（4）更新申請時の提出書類は、第10条1項3号から5号の規定に従うものとする。

3 更新手続きは、有効期限の1年前より受け付けるものとする。

4 講習修了証更新手数料は、10,000円とする。

5 更新申請書類により受講条件を満たしていることおよび更新受講料の入金を確認した更新申請者には、第34条に規定する更新講習に関する書類を送付する。

（更新講習の内容）

第35条 更新講習の方法は、通信教育によるものとする。

2 講習委員会は、更新講習受講者に更新講習の受講認定通知、テキストおよび試験問題を送付する。

3 更新講習の科目、内容は次表によるものとし、更新に至る期間における技術進歩、法令改正等の内容と、これに係わる施工管理等の変更内容等、能力担保措置を講ずる目的を的確に踏まえた内容とする。

科 目	内 容
1. 登録基幹技能者一般知識に関する科目	工事現場における基幹的役割および当該役割を担うために必要な技能に関する知識
2. 関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項

3. 建設工事の施工・工程・安全・資材等の技術上の管理に関する科目	3-1 施工管理に関する事項 3-2 工程管理に関する事項 3-3 資材管理面に関する事項 3-4 原価管理に関する事項 3-5 品質管理に関する事項 3-6 安全管理に関する事項 3-7 最近の技術動向
-----------------------------------	--

- 4 試験問題は、四者択一式20問とし、科目の内容ごとに1問以上出題する。
- 5 試験の合否判定基準は、試験の合計点の6割以上を標準とし、試験毎に講習委員会で決定する。
- 6 合否判定基準に満たない場合は、更新講習受験者に対して一定水準の能力および知識等の取得が必要である旨を通知し、補修および効果測定（四者択一式）を再度、通信教育により行う。
- 7 合否の判定は、第27条1項の規定に従う。
- 8 更新講習試験の問題は定期的に更新するものとする。

（有効期限経過後の措置）

第36条 有効期限経過後6か月以内の場合は、更新講習を受講することができる。

- 2 有効期限経過後6か月を過ぎた場合は、講習を再受講することにより更新することとする。
 - (1) 受講の申込みは、講習受講申込書（様式10-1）による
 - (2) 講習受講料は、20,000円とする

第10章 雑則

（秘密の保持）

第37条 講習に携わる全ての者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後といえども同様とする。

（財務諸表等の備付けおよび閲覧等）

- 第38条 会長は、毎事業年度経過後3か月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表および収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む）を作成し、5年間事務所に備え置かなければならない。
- 2 講習を受講しようとする者、その他の利害関係人は、日本圧気技術協会に対して施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の12第2項第2号または第4号の請求をする際には、請求1件につき500円を支払わなければならない。

（帳簿の記載等）

第39条 会長は、講習に関する次の各号に掲げる事項を記載した帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む）を備えなければならない。また、帳簿は講習の全部を廃止するまで保存しなければならない。

- (1) 講習または更新講習の実施年月日
- (2) 講習または更新講習の実施方法・場所
- (3) 受講者の受講番号、氏名、生年月日および合否の別
- (4) 講習修了証の交付年月日

(書類の保存)

第40条 会長は、講習に関する次の各号に掲げる書類を、講習を実施した日から3年間保存しなければならない。

- (1) 受講申込書およびその添付書類
- (2) 終了した講習の試験問題および答案用紙

(講習・試験の実施報告)

第41条 会長は、講習委員会の報告を受けて、次に掲げる事項を理事会に報告する。

- (1) 講習・試験の実施年月日
- (2) 講習・試験の実施方法・場所
- (3) 講習申込者数・受講者数
- (4) 合格者数
- (5) 試験問題
- (6) 合格基準
- (7) 認定年月日

(規定の改廃)

第42条 本規定の改廃は、講習委員会の承認を得て行い、国土交通大臣に届け出る。

(講習事務の細目)

第43条 本規定の定めるもののほか、講習事務の実施に必要な細目は、講習委員会が別に定める。

附則

- 1. この規定は、令和 6年8月26日から施行する。
- 2. この規定は、令和7年第1回講習委員会（令和 7年5月27日）にて改定し、令和7年7月15日から施行する。

添付様式目録

1. 個人情報保護方針
2. 様式
 - 様式10-1 講習受講申込書
 - 様式10-2 実務経験証明書
 - 様式10-3 資格証明書添付様式
 - 様式10-4 受講料払込の証明（貼付票、他）
 - 様式10-5 講習免除の証明（貼付票）
 - 様式20-1 講習修了証更新申請書
 - 様式20-2 実務経験（追加）証明書

以上